

## 企業会計審議会・第49回監査部会への意見

岡田 譲治

- ・日本では「監査」が軽んじられているのではないか。これは、監査人のみならず、監査役等、内部監査部門の問題でもある。
- ・監査役等としては、監査法人を選任するにあたり、日本公認会計士協会（以下、「JICPA」）と公認会計士・監査審査会（以下、「監査審査会」）によるチェックに頼る部分が多いが、十分な審査ができる人材、特に公認会計士は十分いるのか？
- ・会計監査のみならず、監査審査会、東証の上場審査などには信頼を寄せているが、人材の数は充分か？資格はなくても良いかもしれないが、専門知識が常にアップデートされた人材は必要である。予算の関係で人員増はままならないのではないか。
- ・日本では監査にもっとコストをかけるべきである。
- ・第一に、監査費用が安すぎるのではないか。  
監査費用を高くすれば高い品質を期待できるとは限らないが、鶏と卵の議論で、まず最低限のコストが賄えているかについて検証の必要がある。監査審査会または JICPA で企業規模と監査費用の関係を明らかにして欲しい。また、国際的な比較も必要だと思う。IT 化などの進歩もあるだろうが、効率化にはそれなりの投資コストもあり、中小監査法人には負担できない。
- ・第二に、会計士の質の問題がある。  
最近、公認会計士の試験に受かってでも資格を取らない、会計事務所に就職しないものが多いと聞いた。また、資格を取っても、企業に就職すると会費を払わず（あるいは払えず）資格を失う。その結果 CPE も受けない。これでは専門知識のアップデートもできず、特に倫理研修が不十分になることが懸念される。
- ・監査役等、内部監査部門との協力関係について、会計監査にあたっては、企業の経営者、監査役等、監査人のコミュニケーション、協力関係が不可欠である。
- ・コーポレートガバナンス・コードの議論になるが、監査人を選任する監査役等、企業不祥事を最初に発見する可能性がある内部監査部門の独立性確保も同時に重要な課題である。

以上

# 中西委員提出ご意見

2021年2月4日

企業会計審議会 監査部会 御中

金融庁企業開示課 御中

臨時委員 弁護士 中西和幸

2021年2月4日開催の企業会計審議会監査部会につきましては、途中までしか参加がかなわず、発言できない可能性があることから、予め、書面にて意見を述べたいと思います。

本日のテーマとなっております、監査の品質管理および監査品質の向上につきましては、様々な方法がありますが、そのうち、会社法、コーポレート・ガバナンスを主たる業務の1つとしている弁護士から、監査法人のガバナンスの面から意見を述べたいと思います。

現在、日本では、監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》（平成29年3月31日・以下「本コード」といいます。）が策定されているところ、本コードに沿って説明致します。

## 1. 独立した第三者の活用

現在、一定規模以上の上場会社に対しては、会社法の改正により経営の監督のために社外取締役の選任が義務化されることになりました。これにより、経営に対して一定の監督が行われ、攻めのガバナンスと守りのガバナンスの双方に社外者による監督が行われるようになりました。

翻って監査法人に関しては、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、「指針3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。」とあります。この監督、評価の守備範囲については様々な考え方があり得ますが、一步踏み込んで、上場会社と同様、監査法人の経営者に対する監督として、監査品質の維持・向上の視点も考慮した人事及び報酬に関する提言の権限なども検討いただけないでしょうか。

また、会計監査の職務においては、投資家との間の「期待ギャップ」が宿命として存在することから、これを可能な限り縮小することも検討することが重要です。そのためにも、独立性を有する第三者を活用し、監査法人外の知見を活用することで、「期待ギャップ」の縮小を検討することも重要ともいえます。

## 2. 適切な開示の重要性

次に、監査法人のガバナンスを適正化し、また、「期待ギャップ」を埋めるため、適切な情報開示が必要であると考えております。この情報開示について、本コードでは、「指針5

－ 1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。」とされています。

しかし、現在、本コードは、コンプライ・オア・エクスプレインにて運用されており、必ずしも全ての監査法人がコンプライしているわけではありません。そうしますと、株主、その他の資本市場の参加者等（以下「関係者」といいます。）が、新たな株式の売買を行うことを検討するために有価証券報告書を閲覧するなど上場会社を評価するべく、監査を行う監査法人の情報を取得しようとしても、適切な開示が行われていなければ情報収集ができず、結果として、リスクの高い銘柄として売買を回避することも考えられます。

こうした不幸が生じないように、適切な開示については、指針5－1の存在があるものの、監査法人の規模にかかわらず、開示を奨励する制度を検討していただきたい。特に、小規模監査法人については、会計不祥事に関わる場合も少なくなく、また、会計不祥事後の上場企業の監査を行う可能性があることから、会計不祥事の早期発見や予防に関わる重要性は、大規模監査法人と変わるものではなく、見方によっては、それ以上に関係者には重要とも言えます。こうした規模にかかわらず、一定の開示を求める制度（例えば規模によって開示の詳細さに関する柔軟性を設けるなど。）を検討していただきたいと思います。

### 3. 開示に関するアクセスの整備

監査法人が丁寧な開示をしても、現状では、関係者が監査法人のガバナンスについて知りたいときは、有価証券報告書や上場会社のWEBサイトを訪問するだけでなく、わざわざ、該当する監査法人のWEBサイトを訪問し、その中からガバナンスに関する箇所を検索しなければならず、煩雑です。適切な開示が行われていても、関係者にスムーズに届かなければ、開示の意義は薄れるのではないのでしょうか。

そこで、有価証券報告書等の開示書類から簡易にアクセスすることができる環境の整備が有益と考えております。例えば、EDINETにて開示される監査報告書の該当ページから、当該監査法人の開示文書へのリンクを張り、閲覧者が簡易に開示文書へアクセスできる仕組みの構築が考えられます。

技術的な要請等はあるかもしれませんが、EDINETについて、ユーザー（閲覧者）目線での検討をお願い致します。

以上